

平成29年6月30日

組合員のみなさまへ

文部科学省共済組合本部

被扶養者の特定健診結果の提出について（お願い）

文部科学省共済組合では、40歳以上の組合員・任意継続組合員・被扶養者を対象に、今年度実施した事業主健診・人間ドック・特定健診のいずれかの結果を元に特定保健指導判定を実施しています。判定の結果、「積極的支援」「動機づけ支援」に判定された方は、特定保健指導の対象者となり、該当者の方には利用券を送付しています。

この特定健診及び特定保健指導を受ける人が少ない共済組合に対し、国はペナルティーを課すことを検討しています。具体的には、後期高齢者支援金（後期高齢者医療制度における患者負担以外の部分）の共済組合負担率が加算される予定となっています。

共済組合の負担率が上がると、共済組合の財政は確実に圧迫され、財政が苦しくなれば組合員のみなさまの保険料アップにつながる可能性があります。

現在、文部科学省共済組合の特定健診及び特定保健指導の実施率は、国共済においても、とても低い率となっており、このまま実施率が改善しなければ、ペナルティー対象となることは避けられない状況となっております。

そこで、本年度より40歳以上（※）の被扶養者で、文部科学省共済組合の特定健診を受診されない方は、パート先での事業主健診を受診する等、特定健診を受診いただき、その結果を共済組合へご提出をくださいますようお願いいたします。提出については、健診結果の写しを、各支部の共済担当にご提出ください。

みなさまの健康は元より、個々の金銭負担の増額を防ぐためにも、対象の被扶養者のいる組合員のみなさまにおかれましては、是非ともご協力くださいますようお願いいたします。

※平成30年3月31日時点における40歳以上